

議 長 報 告

1 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

平成29年1月19日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、第二部会長挨拶、会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

(1) 平成29年度消防委託事務について

平成29年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について了承された。

(2) 役員の変更について

(3) 平成29年度通常総会日程等について

ア 日 時 平成29年5月19日（金）

イ 場 所 東京自治会館

(4) その他

受託地区における平成28年中の災害状況及び主な施策について

2 第55回東京都市議会議員研修会

平成29年2月10日（金）府中の森芸術劇場において開催された。

(1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。

(2) 研修会では、「地域防災の課題と災害時の議会、議員の役割」と題して、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授鍵屋一氏の講演が行われた。

3 東京都市議会議長会定期総会

平成29年2月21日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第157回産業経済委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第145回地方行政委員会の会議結果について

エ 第215回東京都都市計画審議会の会議結果について

- オ 全国市議会議長会第157回建設運輸委員会の会議結果について
- カ 全国市議会議長会第141回地方財政委員会の会議結果について
- キ 北方領土の返還を求める都民会議第2回理事会の会議結果について
- ク 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について
- ケ 第7回東京都国土利用審議会の会議結果について
- コ 全国市議会議長第158回産業経済委員会の会議結果について
- サ 第216回東京都都市計画審議会の会議結果について
- シ 全国市議会議長会第206回理事会及び第102回評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 関東市議会議長会第83回定期総会で審議する都県提出議案について
- イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

(3) その他

平成28年度東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について

4 関東市議会議長会定期総会

平成29年4月25日（火）栃木市栃木文化会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、開催市市長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、議案について原案のとおり認定又は決定した。

(1) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告

- ・ 地方行政委員会報告
- ・ 地方財政委員会報告
- ・ 社会文教委員会報告
- ・ 産業経済委員会報告
- ・ 建設運輸委員会報告

- ・ 国会对策委員会報告
- ・ 国と地方の協議の場等に関する特別委員会報告
- ・ 市議会議員共済会報告
- ・ 全国市議会議長会次期会長候補者の選考経過報告

(2) 議案

ア 平成28年度関東市議会議長会歳入歳出決算

イ 平成29年度関東市議会議長会歳入歳出予算

ウ 国庫補助金における予算確保について

エ 市町村の要保護児童対策としてなされる専門職配置についての交付税措置について

オ 地方創生の取組に対する支援について

カ 地方議会選挙において法定ビラの頒布を認めるための公職選挙法の改正を求める意見書

(3) 役員改選

- ・ 会 長 桐生市
- ・ 副会長 座間市、川越市、成田市
- ・ 監 事 昭島市、蕪崎市

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成28年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

平成28年度小金井市土地開発公社事業報告書

1 事業概要

平成28年度において、都市計画道路3・4・12号線及び都市計画道路3・4・8号線の用地取得を予定しておりましたが、年度内の取得は都市計画道路3・4・8号線の3画地のみでございました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

平成29年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番号	件名
平成28年 4月1日	1	報告第1号	まちづくり側道用地の処分に係る入札参加者について
			評議員会の諮問事項について
4月28日	2	議案第1号	平成27年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第2号	まちづくり側道用地の処分について
7月6日	3		小金井市土地開発公社理事長の互選について
7月20日	4	議案第3号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第4号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		議案第5号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		議案第6号	都市計画公園（小長久保公園）事業用地の処分について
		議案第7号	まちづくり側道用地の処分について
10月25日	5	議案第8号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第2回）
		議案第9号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第2回）
		議案第10号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第11号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
平成29年 1月24日	6	議案第12号	平成28年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第13号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第3回）
		議案第14号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第3回）
		議案第15号	平成29年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第16号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第17号	平成29年度小金井市土地開発公社資金計画
		議案第18号	小金井市土地開発公社役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部の改正について

(2) 評議員会

開催日	回数	番号	件名
平成28年 4月21日	1	諮問第1号	平成27年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	まちづくり側道用地の処分について
7月12日	2	諮問第3号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		諮問第4号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		諮問第5号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		諮問第6号	都市計画公園（小長久保公園）事業用地の処分について
		諮問第7号	まちづくり側道用地の処分について
10月17日	3	諮問第8号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第2回）
		諮問第9号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第2回）
		諮問第10号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第11号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
平成29年 1月18日	4	諮問第12号	平成28年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		諮問第13号	平成28年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第3回）
		諮問第14号	平成28年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第3回）
		諮問第15号	平成29年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第16号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第17号	平成29年度小金井市土地開発公社資金計画
		諮問第18号	小金井市土地開発公社役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部の改正について

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得

1	区 分	内 容		
	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地		
土地の表示	梶野町五丁目1067番イ2ほか2筆	鉄道用地	6.09㎡	
取得価格	1,596,471円			
契約年月日	平成28年12月28日			

(2) 資産（土地）の処分

1	区 分	内 容		
	事業名	まちづくり側道用地		
	土地の表示	緑町一丁目171番5	雑種地	903.94㎡
	処分価格	371,100,000円		
	契約年月日	平成28年5月2日		
2	事業名	まちづくり側道用地		
	土地の表示	緑町一丁目171番11ほか3筆	雑種地	148.33㎡
	処分価格	10,531,430円		
	契約年月日	平成28年8月1日		
3	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地		
	土地の表示	梶野町一丁目166番5	宅地	94.70㎡
	処分価格	61,574,246円		
	契約年月日	平成28年8月19日		
4	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地		
	土地の表示	梶野町五丁目1104番6	宅地	3.15㎡
	処分価格	1,280,704円		
	契約年月日	平成28年8月19日		
5	事業名	都市計画公園（小長久保公園）事業用地		
	土地の表示	本町三丁目2868番24ほか2筆	宅地	133.73㎡
	処分価格	66,197,392円		
	契約年月日	平成28年9月21日		

平成28年度小金井市土地開発公社決算報告書

平成28年度損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	510,683,772	
(2) 附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	<u>2,384,180</u>	513,067,952
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>201,944,791</u>	<u>201,944,791</u>
事業総利益		311,123,161
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,605,600	
イ 法定福利費	318,566	
ウ 需用費	65,922	
エ 役務費	1,811,807	
オ 委託料	1,257,718	
カ 使用料及び賃借料	104,976	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	6,592,800	
ケ 旅費	<u>0</u>	<u>12,762,389</u>
事業利益		298,360,772
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	1,427	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>42,552,295</u>	
事業外収益合計		42,553,722
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>32,342,330</u>	<u>32,342,330</u>
経常利益		308,572,164
6 特別損失		
(1) その他の特別損失		
寄附	<u>1,427</u>	<u>1,427</u>
当年度純利益		<u><u>308,570,737</u></u>

平成 28 年 度 剰 余 金 計 算 書
 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

利益剰余金の部		円	円
1 未処分利益剰余金			
(1) 前年度繰越準備金	2,038,344		
(2) 当年度純利益	<u>308,570,737</u>		
当年度未処分利益剰余金			<u><u>310,609,081</u></u>

平成 28 年 度 剰 余 金 処 分 計 算 書
 (平成29年3月31日)

1 当年度未処分利益剰余金	310,609,081	円	円
2 利益剰余金処分額	<u>308,570,737</u>		
翌年度繰越準備金			<u><u>2,038,344</u></u>

平成 28 年 度 財 産 目 録
(平成29年3月31日)

		円
1 資産の部		
(1) 普通預金	2,038,344	
(2) 定期預金	5,000,000	
(3) 公有用地	<u>1,931,562,677</u>	
資産の部合計	<u><u>1,938,601,021</u></u>	
2 負債の部		
(1) 短期借入金	1,596,471	
(2) 長期借入金	<u>1,621,395,469</u>	
負債の部合計	<u><u>1,622,991,940</u></u>	

平成 28 年 度 貸 借 対 照 表
(平成29年3月31日)

(資 産 の 部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,038,344	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,038,344
(2) 公有用地		
公有用地		<u>1,931,562,677</u>
流動資産合計		1,938,601,021
資産合計		<u><u>1,938,601,021</u></u>

平成 28 年 度 貸 借 対 照 表
(平成29年3月31日)

(負 債 の 部)		円	円
1	流動負債		
	(1) 短期借入金	1,596,471	
	流動負債合計		1,596,471
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>1,621,395,469</u>	
	固定負債合計		<u>1,621,395,469</u>
	負債合計		<u><u>1,622,991,940</u></u>
(資 本 の 部)			
1	資本金		
	(1) 基本財産		
	小金井市出資金	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前年度繰越準備金	2,038,344	
	(2) 当年度純利益	<u>308,570,737</u>	
	準備金合計		<u>310,609,081</u>
	資本合計		<u><u>315,609,081</u></u>
	負債資本合計		<u><u>1,938,601,021</u></u>

平成 28 年 度 キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		円
公有地取得事業収入	510,683,772	
その他事業収入	2,384,180	
補助金等収入	42,552,295	
公有地取得事業支出	△ 1,596,471	
その他事業支出	0	
人件費支出	△ 2,924,166	
その他の業務支出	△ 9,839,650	
小 計	<u>541,259,960</u>	
利息の受取額	1,427	
利息の支払額	<u>△ 32,342,330</u>	
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>508,919,057</u>	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,596,471	
短期借入金の返済による支出	△ 127,016,747	
長期借入れによる収入	0	
長期借入金の返済による支出	△ 383,498,781	
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 508,919,057</u>	
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)	<u>0</u>	
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>2,038,344</u>	
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>2,038,344</u></u>	

平成28年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、平成28年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の期日 平成29年5月8日(月)

2 監査の対象期間 自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要と意見

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

平成29年5月8日

監事 松井玉恵



監事 内田泰彦



理事長 小泉 雅裕 様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位：円)

平成29年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,038,344	
	定期	5,000,000	
合計		7,038,344	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

平成29年3月31日

資 産 区 分	期 首 残 高 (H28.4.1)		当 期		増 加		高		当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	用地費(円)	補償費(円)	計(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	
まちづくり側道用地	1,622.55	115,535,460							1,052.27	74,928,044	570.28	40,607,416	
東小金井駅北口まちづくり 事業用地	8,170.05	1,889,358,790									8,170.05	1,889,358,790	
都市計画道路3・4・8号 線事業用地	97.85	61,945,821	6.09	1,596,471	0	1,596,471	97.85	61,945,821			6.09	1,596,471	
都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地	133.73	65,070,926					133.73	65,070,926			0	0	
合 計	10,024.18	2,131,910,997	6.09	1,596,471	0	1,596,471	1,283.85	201,944,791	1,283.85	201,944,791	8,746.42	1,931,562,677	

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 平成29年3月31日

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%	127,016,747	1,596,471	127,016,747	1,596,471	
合 計		127,016,747	1,596,471	127,016,747	1,596,471	

※ 1.475% (H21.1.9から適用)

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 平成29年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画公園(小長久保公園)事業用地	65,070,926	0	65,070,926	0	
都市計画道路3・4・8号線事業用地	61,945,821	1,596,471	61,945,821	1,596,471	
合 計	127,016,747	1,596,471	127,016,747	1,596,471	

長期借入金明細表

(単位：円) 平成29年3月31日

(1) 金融機関別借入状況

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	1,354,081,070		251,536,337	1,102,544,733	
みずほ銀行(旧第一勧業銀行分)	1.675%	4,621,415		4,621,415	0	
みずほ銀行(三井住友銀行分)	1.675%	9,242,830		9,242,830	0	
みずほ銀行(三菱東京UFJ銀行分)	1.675%	80,196,415		15,339,948	64,856,467	
東京むさし農業協同組合	1.675%	160,391,860		30,679,926	129,711,934	
山梨中央銀行	1.675%	80,196,415		15,339,948	64,856,467	
東日本銀行	1.675%	80,196,415		15,339,948	64,856,467	
多摩信用金庫	1.675%	80,196,415		15,339,948	64,856,467	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	80,196,415		15,339,948	64,856,467	
昭和信用金庫	1.675%	75,575,000		10,718,533	64,856,467	
合 計		2,004,894,250		383,498,781	1,621,395,469	

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 平成29年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
まちづくり側道用地	115,535,460	0	115,535,460	0	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790	0	267,963,321	1,621,395,469	
合 計	2,004,894,250	0	383,498,781	1,621,395,469	

(様式第18号)

資本金明細表

(単位：円) 平成29年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

事業収益明細表

(単位：円) 平成29年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益	510,683,772	
	代行用地売却収益	0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収 益	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	2,384,180
合計		513,067,952	

(様式第21号)

事業原価明細表

(単位：円) 平成29年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価	201,944,791	
	代行用地売却原価	0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原 価	東小金井駅北口まちづくり事業 収益	0
合計		201,944,791	

資料 1

平成28年度収支決算報告書

収益の部

款項	科 目 節	予 算 現 額			調定額
		当初予算額	補正予算額	(A)計	
1	事業収益	412,938,000	100,132,000	513,070,000	513,067,952
	1 公有地取得事業収益	410,553,000	100,132,000	510,685,000	510,683,772
	1 公有用地売却収益	410,553,000	100,132,000	510,685,000	510,683,772
	2 附帯等事業収益	2,385,000	0	2,385,000	2,384,180
	1 公有用地賃貸収益	2,385,000	0	2,385,000	2,384,180
2	借入金	195,814,000	△ 194,217,000	1,597,000	1,596,471
	1 借入金	195,814,000	△ 194,217,000	1,597,000	1,596,471
	1 長期借入金	0	0	0	0
	2 短期借入金	195,814,000	△ 194,217,000	1,597,000	1,596,471
3	事業外収益	57,255,000	△ 14,553,000	42,702,000	42,553,722
	1 受取利息	15,000	△ 8,000	7,000	1,427
	1 受取利息	15,000	△ 8,000	7,000	1,427
	2 雑収益	57,240,000	△ 14,545,000	42,695,000	42,552,295
	1 雑収益	57,240,000	△ 14,545,000	42,695,000	42,552,295
	合 計	666,007,000	△ 108,638,000	557,369,000	557,218,145

(単位:円) 平成29年3月31日

(B)収入済額	収入 未済額	(B)-(A)	備 考
513,067,952	0	△ 2,048	
510,683,772	0	△ 1,228	
510,683,772	0	△ 1,228	
			1 まちづくり側道用地の一部 381,631,430
			2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 62,854,950
			3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 66,197,392
			合計 510,683,772
2,384,180	0	△ 820	
2,384,180	0	△ 820	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料 2,384,180
1,596,471	0	△ 529	
1,596,471	0	△ 529	
0	0	0	
1,596,471	0	△ 529	都市計画道路3・4・8号線事業用地 1,596,471
42,553,722	0	△ 148,278	
1,427	0	△ 5,573	普通預金利息及び定期預金利息
1,427	0	△ 5,573	1,427
42,552,295	0	△ 142,705	小金井市事務事業費補助金等
42,552,295	0	△ 142,705	
557,218,145	0	△ 150,855	

費用の部

科 目		予 算 現 額			
款 項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1	事業費	173,271,000	△ 171,674,000		1,597,000
1	1 公有地取得事業費	173,271,000	△ 171,674,000		1,597,000
	1 公有用地取得事業費	173,271,000	△ 171,674,000		1,597,000
2	販売費及び一般管理費	24,621,000	△ 11,717,000		12,904,000
1	1 販売費及び一般管理費	24,621,000	△ 11,717,000		12,904,000
	1 報酬	2,606,000	0		2,606,000
	2 法定福利費	330,000	△ 9,000		321,000
	3 需用費	155,000	△ 89,000		66,000
	4 役務費	2,779,000	△ 951,000		1,828,000
	5 委託料	12,042,000	△ 10,662,000		1,380,000
	6 使用料及び賃借料	105,000	0		105,000
	7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
	8 公租公課	6,593,000	0		6,593,000
	9 旅費	6,000	△ 6,000		0
3	償還金	242,553,000	267,964,000		510,517,000
1	1 借入金償還金	242,553,000	267,964,000		510,517,000
	1 借入元金	242,553,000	267,964,000		510,517,000
4	事業外費用	34,440,000	△ 2,097,000		32,343,000
1	1 支払利息	34,440,000	△ 2,097,000		32,343,000
	1 支払利息	34,440,000	△ 2,097,000		32,343,000
5	補償費	22,543,000	△ 22,543,000		0
1	1 補償費	22,543,000	△ 22,543,000		0
	1 補償費	22,543,000	△ 22,543,000		0
6	特別損失	168,578,000	△ 168,571,000		7,000
1	1 その他の特別損失	168,578,000	△ 168,571,000		7,000
	1 寄附金	168,578,000	△ 168,571,000		7,000
7	予備費	1,000	0		1,000
1	1 予備費	1,000	0		1,000
	1 予備費	1,000	0		1,000
	合 計	666,007,000	△ 108,638,000		557,369,000

前年度繰越準備金
 収入済額
 支出済額
 翌年度繰越準備金

2,038,344 円
 557,218,145 円
 557,218,145 円
 2,038,344 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)	備	考
1,596,471	529	事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 1,596,471
1,596,471	529		
1,596,471	529		
12,762,389	141,611		評議員、非常勤嘱託職員報酬 非常勤嘱託職員社会保険料等 消耗品費、印紙代等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料、補償金算定委託料等 パーソナルコンピュータ借上料 公社連絡協議会負担金 固定資産税、都市計画税、法人住民税 非常勤嘱託職員旅費
12,762,389	141,611		
2,605,600	400		
318,566	2,434		
65,922	78		
1,811,807	16,193		
1,257,718	122,282		
104,976	24		
5,000	0		
6,592,800	200		
0	0		
510,515,528	1,472	元金償還対象事業	まちづくり側道用地 115,535,460
510,515,528	1,472		東小金井駅北口まちづくり事業用地 267,963,321
			都市計画公園(小長久保公園)事業用地 65,070,926
			都市計画道路3・4・8号線事業用地 61,945,821
510,515,528	1,472		合計 510,515,528
32,342,330	670	支払利息対象事業	まちづくり側道用地 516,829
32,342,330	670		東小金井駅北口まちづくり事業用地 29,789,906
			都市計画公園(小長久保公園)事業用地 1,126,466
			都市計画道路3・4・8号線事業用地 909,129
32,342,330	670		合計 32,342,330
0	0	事業	
0	0		
0	0		
1,427	5,573		小金井市に寄附 受取利息 1,427
1,427	5,573		
1,427	5,573		
0	1,000		
0	1,000		
0	1,000		
557,218,145	150,855		

平成 28 年度 損益計算書 明細表

(単位:円)

平成29年3月31日

1 事業収益		
513,067,952		
(1)公有用地売却収益	都市計画道路3・4・8号線事業用地	62,854,950
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	66,197,392
510,683,772	まちづくり側道用地	381,631,430
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料	2,384,180
2,384,180		
2 事業原価		
(1)公有用地売却原価		
201,944,791	まちづくり側道用地	74,928,044
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	61,945,821
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	65,070,926
3 販売費及び一般管理費		
(1)販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	1,965,600
12,762,389	報酬(評議員)	640,000
	法定福利費(非常勤嘱託職員)	318,566
	需用費(消耗品費等)	65,922
	役務費(不動産鑑定手数料等)	1,811,807
	委託料(物件調査算定料等)	1,257,718
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	104,976
	負担金、補助及び交付金(東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000
	公租公課(固定資産税等)	6,592,800
	旅費	0
4 事業外収益		
42,553,722	定期預金(資本金)	518
(1)受取利息	普通預金	909
1,427		
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	1,965,600
42,552,295	評議員報酬	640,000
	法定福利費	318,566
	需用費	65,922
	役務費	1,811,807
	委託料	1,257,718
	使用料及び賃借料	104,976
	負担金、補助及び交付金	5,000
	利子補給金	29,789,906
	公租公課	6,592,800
	旅費	0
5 事業外費用		
(1)支払利息	まちづくり側道用地	516,829
32,342,330	東小金井駅北口まちづくり事業用地	29,789,906
	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地	909,129
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	1,126,466

平成 28 年度貸借対照表明細表

(単位:円) 平成29年3月31日

(資 産 の 部)		
1	流動資産	
	1,938,601,021	
	(1)現金及び預金	
	7,038,344	
	普通預金	2,038,344 繰越準備金
	定期預金	5,000,000 資本金
	(2)公有用地	
	公有用地	
	1,931,562,677	
	まちづくり側道用地	40,607,416
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,596,471
	資産合計	
	1,938,601,021	
(負 債 の 部)		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	
	1,596,471	
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,596,471
2	固定負債	
	(1)長期借入金	
	1,621,395,469	
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,621,395,469
	負債合計	
	1,622,991,940	
(資 本 の 部)		
1	資本金	
	(1)基本財産	
	5,000,000	
	小金井市出資金	5,000,000
2	準備金	
	(1)前年度繰越準備金	
	2,038,344	
	前年度繰越準備金	2,038,344
	(2)当年度純利益	
	308,570,737	
	当年度純利益	308,570,737
	資本合計	
	315,609,081	
	負債資本合計	
	1,938,601,021	

公 有 用 地

平成29年3月31日

事 業 名	平成28年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 まちづくり側道用地	40,607,416	570.28	平成29年度に処分予定	
2 東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790	8,170.05	平成29年度から30年度までに処分予定	
3 都市計画道路3・4・8号線	1,596,471	6.09	平成29年度に処分予定	
合 計	1,931,562,677	8,746.42		

報告第4号

平成28年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

平成28年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

平成28年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	都支出金	
2総務費	3戸籍住民 基本台帳費	個人番号カード関連事務費交付金	円 8,854,000	円 8,854,000	円 0	円 0	円 0	
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件 補償費	43,259,000	27,357,000	0	27,357,000	0	
8土木費	4都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業 委託料	109,495,000	109,494,840	0	58,850,000	50,644,840	
8土木費	4都市計画費	都市計画道路3・4・12号線整備事業	63,303,000	52,947,560	0	0	52,947,560	
合 計			224,911,000	198,653,400	0	67,704,000	103,592,400	

報告第4号資料1

平成28年度小金井市一般会計繰越明許費実績調査書

その1

款	項	事	業名	翌年度 繰越額	交付額	交付対象者	契約期間	備考
2	総務費	3戸籍住民 基本台帳費	個人番号カード関連事務費交付金	円 8,854,000	円 8,854,000	地方公共団体情報システ ム機構		

その2

款	項	事	業名	翌年度 繰越額	補償金額	所在地	契約期間	備考
8	土木費	2道路橋りょう 費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	円 26,637,000	円 133,171,709	東町五丁目外		建物所有者
				円 720,000	円 3,595,317	東町五丁目		建物賃借人

その3

款	項	事	業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8	土木費	4都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業委託 料	円 109,494,840	円 109,494,840	東京都都市づくり公社	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで	

その4

款	項	事	業名	翌年度 繰越額	契約額	所在地	契約期間	備考
8	土木費	4都市計画費	都市計画道路3・4・12号線整備事業	円 52,947,560	円 199,002,762	緑町五丁目		

繰越明許費の内訳について

1 個人番号カード関連事務費交付金

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2	3	個人番号カード関連事務費交付金	8,854,000	0	8,854,000	0
合計			8,854,000	0	8,854,000	0

2 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	27,357,000	0	27,357,000	0
合計			27,357,000	0	27,357,000	0

3 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	4	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	109,494,840	0	58,850,000	50,644,840
合計			109,494,840	0	58,850,000	50,644,840

4 都市計画道路3・4・12号線整備事業

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	4	郵便料	34,174	0	0	34,174
		都市計画道路3・4・12号線用地取得費	21,376,702	0	0	21,376,702
		都市計画道路3・4・12号線用地取得に伴う物件補償費	31,536,684	0	0	31,536,684
合計			52,947,560	0	0	52,947,560

報告第5号

平成28年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

平成28年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

平成28年度の市政情報の公開請求は44件で、前年度と比べると11件の減になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	37	45	23	5	(5)	0	0
教育委員会	6	5	7	2	(2)	0	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	3	1	2	0	0	0	0
土地開発公社	1	0	1	0	0	0	0
計	51	54	34	7	(7)	0	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成28年度の審査請求はありませんでした。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めています。平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

(1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、平成28年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が51件、廃止40件、変更32件となっています。

表2 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年度内の届出数			年度末の 保 有 数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,549	45	37	29	2,557
教 育 委 員 会	418	3	3	3	418
選 挙 管 理 委 員 会	71	0	0	0	71
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	27	3	0	0	30
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	21	0	0	0	21
土 地 開 発 公 社	40	0	0	0	40
計	3,134	51	40	32	3,145

(2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるときは、例外として目的外利用又は外部提供する

ことが認められています。

平成28年度における保有個人情報の目的外利用は161件、外部提供は607件となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	161	593	754
教育委員会	0	10	10
選挙管理委員会	0	4	4
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	161	607	768

(3) 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条の2第2項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

平成28年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

(4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

平成28年度においては、開示等の請求は12件ありました。

表4 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止 (一部訂正・削除を含む。)	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	11	7	2	2	0	0	0
教育委員会	1	0	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	12	7	2	3	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成28年度の審査請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

平成28年度の開催はありませんでした。

4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小

金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

平成28年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催しました。

表5 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	28.5.27	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出17件、廃止の届出1件、変更の届出2件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニ交付システムについて <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について <p>(3) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員ストレスチェック委託について ○ 証明書等自動交付事務委託について ○ RESAS等を活用したしごとづくりの深化・拡大事業委託について ○ 介護保険負担割合証等作成・封入封緘委託について <p>(4) 情報公開・個人情報保護審議会条例第2条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー制度における独自利用・情報連携の開始について
2	28.7.21	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出2件、廃止の届出26件、変更の届出2件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動電話催告システムについて <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動電話催告システムのオンライン接続について (3) 個人情報保護条例第27条関係 ○ 自動電話催告システム保守点検について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
3	28.10.21	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出13件、廃止の届出5件、変更の届出10件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市戦争体験者登録電子管理簿について ○ 国税・地方税電子申告システムについて ○ 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座参加者名簿について ○ データヘルス事業対象者名簿について <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について <p>(3) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「外国人おもてなし語学ボランティア」育成業務について ○ 地域包括支援センター運営委託業務について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例について ○ 自治体情報システム強靱化事業に係る内部情報システムの変更について ○ 平成26年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の訂正について
4	29.3.16	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出19件、廃止の届出8件、変更の届出18件)

2 諮問事項

(1) 個人情報保護条例第14条関係

- 内部情報システム（LGWANネットワークフォルダ）について
- 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）について
- 電子申告等受付システムについて
- 家計相談支援事業の業務支援システムについて
- 市立小中学校校務用システムについて

(2) 個人情報保護条例第15条関係

- 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続について
- 電子申告等受付システムのオンライン接続について
- 市立小中学校校務用システムのオンライン接続について

(3) 個人情報保護条例第27条関係

- 施設警備業務委託について
- 江戸東京でおもてなし事業業務委託について
- 所得税申告書等のデータ連携システム（国税連携システム）のオンライン接続委託について
- 電子申告等受付システムのオンライン接続委託について
- 市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について
- あき地除草委託について
- 家計相談支援事業委託について
- 学習支援事業委託について
- 小金井市在宅医療・介護連携推進事業委託業務について
- 空家等実態調査業務委託について
- 市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について

3 その他

- 内部情報システム管理運用基準の改正について
- 小金井市個人情報保護条例の改正について

5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、平成28年度は管理職研修、個人情報取扱責任者・係長職・主任職及び一般職員を対象にした研修並びに新任研修を行いました。

平成28年度目的外利用等報告事例

1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	個人情報記録	目的外利用の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	2	市・都民税課税データ	市税等の減額・免除業務	1
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	17	軽自動車税データ	住宅関係業務	3
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	4	固定資産税課税関係データ	放置バイク整理業務	1
	国民健康保険関係業務	1		道路工事等に伴う地権者調査	1
	生活保護関係業務	1		公園用地取得業務	1
	成年後見関係業務	2		空き家の現所有者調査業務	2
	児童扶養手当関係業務	1		あき地管理業務	1
	居住地等照会業務	1		雨水貯留施設設置関係業務	1
	土地所有者の所在確認	1		土地区画整理事業	1
	用地取得に関する調査	1	市税収納関係データ	小口事業資金融資業務	1
国民健康保険の賦課 収納診療関係データ	後期高齢者医療保険関係業務	1		小口事業資金融資業務	1
	介護保険関係業務	1		サポーター利子補給事業業務	2
	生活保護関係業務	1		公衆浴場施設改修補助金交付業務	1
	市税等関係業務	1		広告掲載判定業務	2
国民年金等資格給付 データ	介護保険関係業務	1	生活保護関係データ	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
	介護保険関係業務	1		雨水貯留施設設置業務	1
市・都民税課税データ	介護保険関係業務	1		市税等の減額・免除業務	5
	国民健康保険関係業務	1		国民健康保険関係業務	1
	国民健康保険関係業務	1		障害者福祉関係業務	1
	高齢者等福祉関係業務	11		介護保険関係業務	3
	介護保険関係業務	2		医療費助成制度等の資格確認業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	3	心身障害者(児)関係データ	市税等の減額・免除業務	3
	障害者福祉関係業務	11		国民健康保険関係業務	3
	生活保護関係業務	1		介護保険関係業務	1
	臨時福祉給付金業務	1		声の広報送付業務	1
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	7		社会福祉関係手当の受給資格確認業務	2
	国民年金関係業務	3		生活保護関係業務	3
	ホームヘルプサービス等事業	3		保健福祉総合計画業務	1
	保育等関係業務	4	介護保険関係データ	障害福祉関係業務	1
	下水道使用料関係業務	1		生活保護関係業務	2
	介護保険関係業務	7		災害時要援護者業務	5
	養育関係業務	1		後期高齢者医療保険関係業務	1

個人情報記録	目的外利用の内容	件数
介護保険関係データ	税務等調査	2
児童手当等関係データ	市税等の減額・免除業務	1
	生活保護関係業務	1
	障害福祉関係業務	2
	市税等滞納整理業務	1
木造住宅耐震改修データ	市税等の減額・免除業務	1
高齢者住宅関係データ	介護保険関係業務	2
	災害時要援護者業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	2
	合計	161

2 外部提供

個人情報上の記録	外部提供の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	2
職員給与等関係データ	農業委員会運営業務	1
住民基本台帳関係データ	国税の調査、照会	5
	地方税の調査、照会	8
	過料徴収関係業務	1
	住民基本台帳関係業務	2
	国民健康保険関係業務	1
	介護保険関係業務	1
	生活保護法関係業務	1
	債権回収業務	2
	図書館業務	1
	労働保険の保険料徴収業務	1
	戸籍関係調査、照会	1
	捜査関係事項等照会	1
	少年法による保護事務	5
	住民監査請求	1
	国等からの住所等照会	2
	被災市街地復興土地区画整理事業	2
	都営住宅管理業務	1
	公営住宅管理業務	1
	建築基準法に関する調査	1
	宅地建物取引業者に関する調査	1
	都市計画公園事業における調査	1
	用地取得に関する調査	5
	農地整備事業	1
	農地管理処分	1
	産業廃棄物処理業の許可における調査	2
	国民年金等関係業務	2
	水道事業関係業務	2
	学術研究資料収集等	1
	国及び地方公共団体の任用、叙位、叙勲表彰等の調査	1
	金融取引に関する事務	6
		1

個人情報上の記録	外部提供の内容	件数
住民基本台帳関係データ	不動産登記関連業務	3
	特定非営利活動法人関連業務	2
	空き家管理業務	1
	あき地管理業務	1
	住民投票制度事務	1
	関係人の調査	1
	墓地管理運営業務	4
	学校授業料徴収業務	1
	奨学金業務	4
	森林調査事務	1
	児童福祉関係業務	1
	児童扶養手当支給関連業務	1
	小口資金貸付業務	1
	臨時福祉給付金業務	1
	米軍基地内への立入り手続	1
	結核関連業務	1
	つきまとい勧誘行為に基づく調査	1
	労働者災害補償保険関係業務	1
	自動車臨時運行許可事務	1
	自動車損害賠償保障に関する照会	1
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	2
戸籍関係データ	国税の調査、照会	1
	地方税の調査、照会	5
	国民健康保険関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	介護保険関係業務	1
	債権回収業務	5
	戸籍関係調査、照会	2
	戸籍訂正許可申立てに係る事務	1
	捜査関係事項等照会	7
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1
	親族の調査	4
	住民基本台帳関係業務	2
	国籍取得に関する調査	2

個人情報データの記録	外部提供の内容	件数	個人情報データの記録	外部提供の内容	件数
個人情報データ 戸籍関係データ	都営住宅等管理業務	1	個人情報データ 戸籍関係データ 成年被後見人等戸籍 関係データ	公有財産関係業務	2
	市営住宅管理業務	1		保安林関連業務	2
	用地取得に関する調査	5		損失補償金算定事務	1
	水道事業関係	1		公害健康被害の補償等事務	1
	生活保護法関係業務	1		小口資金貸付業務	1
	保護観察業務	2		貸付者の居所把握	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	4		福祉貸付金に関する事務	1
	道路管理業務	1		市有地貸付に関する事務	1
	農業集落排水処理使用料徴収事務	1		文化財保護業務	1
	農地整備業務	2		不動産登記関係業務	4
	森林調査事務	1		国民年金等関係業務	2
	分収造林の契約に係る事務	1		国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	11
	関係人の調査	1		古物営業、銃砲刀剣類所持の許可等に関する許認可庁からの欠格事項の照会	2
	国有財産管理業務	2		身上調査及び捜査関係事項の照会	20
	出入国管理業務	1		馬主の資格及び身元確認	1
	未引揚邦人の調査事務	2		建設業許可申請に係る照会	1
	戦没者関係遺族調査に係る事務	1		民間紛争解決手続に係る業務	1
	金融取引に関する事務	2		捜査関係業務	2
	教育免許状に関する事務	1		捜査関係事項照会	1
	古物営業に関する事務	1		労働者災害補償に関する調査	1
	運転免許に係る事務	1		国税の調査、照会	2
	銃砲若しくは刀剣類の許可・資格認定に関する事務	1		私立幼稚園等園児保護者補助金業務等	1
	刑務所関係業務	2		奨学金支給算定事務	1
	相続人調査	2		生活保護に係る所得の調査照会	2
	墓地管理業務	3		介護保険料賦課・給付負担割合に係る調査照会	1
	災害復興関係業務	1		都営住宅使用者等の所得等情報の照会	1
	急傾斜地崩壊防止業務	1		乳幼児医療受給資格の認定における所得情報の照会	1
	地籍調査業務	1		扶養義務者の費用の負担能力の認定に係る所得等の照会	1
	児童福祉関係業務	2		障害福祉サービス等の利用者に係る住民税課税状況等の照会	1
	臨時福祉給付金業務	1			
	成年被後見関係業務	1			
	未成年後見関係業務	1			
	空き家管理業務	1			
老人保護措置業務	1				

個人情報 の 記 録	外部提供の内容	件数
市・都民税課税データ	予防接種に係る業務	1
	捜査関係調査、照会	1
軽自動車税データ	捜査関係調査、照会	1
	生活保護に係る資産照会	2
	放置バイクの照会	2
	保管バイクの照会	1
市税収納関係データ	滞納整理業務	1
生活保護関係データ	就労援助業務	2
避難行動要支援者関係データ	避難行動要支援者支援	4
75歳以上リスト	自治会等から敬老事業に関する対象者の照会	8
介護保険関係データ	介護支援事業者等からの介護サービス計画作成等に係る調査	322
	障害者控除認定に係る照会	1
学齢簿・就学援助システムデータ	市税等滞納整理業務	1
新入学学齢児童生徒データ	入学祝品支給関係業務	1
防犯カメラデータ (学務課)	捜査関係業務	7
防犯カメラデータ (生涯学習課)	捜査関係業務	1
選挙人名簿データ	世論調査、意識調査対象者抽出業務	2
	政治活動関係業務	2
合 計		607

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 菊 池 秀 興

年 齢 70歳

職 業 無職

平成29年6月2日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 きく ち ひで おき
菊 池 秀 興

年 齢 70歳

学 歴

昭和44年 3月

東京農工大学農学部卒業

職 歴

昭和44年	4月～	46年	3月	千葉県立下総農業高等学校教諭
昭和46年	4月～	52年	3月	千葉県関宿町立二川中学校教諭
昭和52年	4月～	58年	3月	立川市立立川第二中学校教諭
昭和58年	4月～	平成2年	3月	武蔵野市立第四中学校教諭
平成2年	4月～	6年	3月	武蔵野市立第二中学校教頭
平成6年	4月～	10年	3月	北区立滝野川中学校校長
平成10年	4月～	15年	3月	北区立浮間中学校校長
平成15年	4月～	18年	3月	北区立赤羽台中学校校長
平成18年	4月～	19年	3月	北区立堀船中学校校長
平成19年	4月～	25年	3月	小金井市教育相談所相談員
平成20年	10月～	現	在	法務省人権擁護委員
平成26年	4月～	27年	3月	小金井市教育相談所相談員

賞 罰

な し

議案第24号

平成29年度

小金井市

一般会計補正予算

(第1回)

平成29年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

平成29年度小金井市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,859千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,022,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成29年6月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		千円 6,503,028	千円 7,434	千円 6,510,462
	2 国 庫 補 助 金	1,499,845	7,434	1,507,279
14 都 支 出 金		5,898,293	18,425	5,916,718
	2 都 補 助 金	3,134,688	18,425	3,153,113
19 諸 収 入		199,595	15,000	214,595
	5 雑 入	148,977	15,000	163,977
歳 入 合 計		39,982,000	40,859	40,022,859

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,506,879	千円 34,896	千円 3,541,775
	1 総 務 管 理 費	2,669,669	33,289	2,702,958
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	236,010	1,607	237,617
3 民 生 費		19,209,077	1,144	19,210,221
	1 社 会 福 祉 費	7,582,558	1,144	7,583,702
4 衛 生 費		4,186,312	1,190	4,187,502
	1 保 健 衛 生 費	1,005,108	826	1,005,934
	2 清 掃 費	3,181,204	364	3,181,568
7 商 工 費		175,686	3,936	179,622
	1 商 工 費	175,686	3,936	179,622
8 土 木 費		4,782,102	402	4,782,504
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,315,455	402	1,315,857
9 消 防 費		1,517,489	729	1,518,218
	1 消 防 費	1,517,489	729	1,518,218
10 教 育 費		3,329,189	7,380	3,336,569
	2 小 学 校 費	997,255	1,703	998,958
	3 中 学 校 費	573,901	5,677	579,578
13 予 備 費		82,015	△8,818	73,197
	1 予 備 費	82,015	△8,818	73,197
歳 出 合 計		39,982,000	40,859	40,022,859

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
北一会館空調設備機器借上料	平成30年度 ～平成39年度	3,955千円

議案第24号資料1

平成29年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 6,503,028	千円 7,434	千円 6,510,462
	2 国庫補助金	1,499,845	7,434	1,507,279
14 都支出金		5,898,293	18,425	5,916,718
	2 都補助金	3,134,688	18,425	3,153,113
19 諸収入		199,595	15,000	214,595
	5 雑収入	148,977	15,000	163,977
歳入合計		39,982,000	40,859	40,022,859

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,506,879	千円 34,896	千円 3,541,775
	1 総 務 管 理 費	2,669,669	33,289	2,702,958
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	236,010	1,607	237,617
3 民 生 費		19,209,077	1,144	19,210,221
	1 社 会 福 祉 費	7,582,558	1,144	7,583,702
	2 児 童 福 祉 費	8,333,169	0	8,333,169
4 衛 生 費		4,186,312	1,190	4,187,502
	1 保 健 衛 生 費	1,005,108	826	1,005,934
	2 清 掃 費	3,181,204	364	3,181,568
7 商 工 費		175,686	3,936	179,622
	1 商 工 費	175,686	3,936	179,622
8 土 木 費		4,782,102	402	4,782,504
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,315,455	402	1,315,857
9 消 防 費		1,517,489	729	1,518,218
	1 消 防 費	1,517,489	729	1,518,218
10 教 育 費		3,329,189	7,380	3,336,569
	2 小 学 校 費	997,255	1,703	998,958
	3 中 学 校 費	573,901	5,677	579,578
13 予 備 費		82,015	△8,818	73,197
	1 予 備 費	82,015	△8,818	73,197
歳 出 合 計		39,982,000	40,859	40,022,859

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
20,055		10,000	4,841
18,498		10,000	4,791
1,557			50
130		5,000	△3,986
		5,000	△3,856
130			△130
			1,190
			826
			364
5,366			△1,430
5,366			△1,430
			402
			402
			729
			729
308			7,072
200			1,503
108			5,569
			△8,818
			△8,818
25,859		15,000	0

2 歳 入

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 26,358	千円 7,434	千円 33,792	1 総務管理費補助金	千円 7,434

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費都補助金	千円 1,000,093	千円 6,587	千円 1,006,680	3 防犯設備補助事業補助金	千円 6,587
5 商工費都補助金	14,070	11,838	25,908	1 商工費補助金	11,838

款 19 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 141,267	千円 15,000	千円 156,267	1 雑 入	千円 15,000

説	明	千円
2 個人番号カード交付事務費補助金 (個人番号カード交付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市民課)	1,557
3 文化芸術振興費補助金 (文化芸術振興費補助金(文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業) 交付要綱) 補助率 1/2	(コミュニティ文)	5,877

説	明	千円
1 防犯設備補助事業補助金 (東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱) 補助率 7/12	(地域安全課)	6,587
2 消費者行政推進交付金 (東京都消費者行政推進交付金交付要綱) 補助率 10/10	(経済課)	11,838

説	明	千円
72 自治総合センターコミュニティ助成金	(コミュニティ文)	10,000
73 長寿社会づくりソフト事業費交付金	(地域福祉課)	5,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,336,905	11,689	1,348,594	12,621 7,926		
2 文書管理費	446,241	1,026	447,267			
3 広報広聴費	56,687	106	56,793			
9 市民施設費	79,011	14,591	93,602			10,000 10,000
10 市民文化費	286,530	5,877	292,407	5,877 4,040 1,837		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 932			
3,763	11 需用費 1 消耗品費	1,339 1,339	13 安全・安心まちづくり対 策に要する経費 (地域安全課) 11,689
	19 負担金補助及び交付金	10,350	11 需用費 (1,339) 消耗品費 (1,339) 19 負担金補助及び交付金 (10,350) 防犯設備整備事業補助金 10,350
1,026			
1,026	13 委託料	1,026	6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) 1,026
			13 委託料 (1,026) 基幹系システム修正委託料 (在留 資格コード追加対応分) 1,026
106			
106	18 備品購入費	106	1 広報活動に要する経費 (広報秘書課) 106
			18 備品購入費 (106) 維持管理機器類 106
4,591			
4,591	15 工事請負費	14,591	2 集会施設の維持管理に要 する経費 (コミュニティ文) 14,591
			15 工事請負費 (14,591) 上之原会館エレベーター改修工事
	11 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	179 91 88	3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文) 4,040
	12 役務費 5 手数料	564 564	13 委託料 (3,540) 江戸文化体験委託料 540 芸術文化振興計画推進事業運営委 託料その2 3,000
	13 委託料	3,738	19 負担金補助及び交付金 (500) 小金井薪能補助金 500
	14 使用料及び賃借料	359	8 はげの森美術館事業に要 する経費 (コミュニティ文) 1,837
	18 備品購入費	537	
	19 負担金補助及び交付金	500	11 需用費 (179) 消耗品費 (91) 印刷製本費 (88) 12 役務費 (564) 広告料 (564) 13 委託料 (198) 写真原版作製委託料 (119) 作品補修委託料 (79)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			14 使用料及び賃借料	(359)
			著作権使用料	359
			18 備品購入費	(537)
			一般機器類	537

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	236,010	1,607	237,617	1,557		
				1,557		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
50	7 貸金	1,557	
	8 報償費	50	
			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 1,557
			7 賃 金 (1,557) 個人番号カード交付窓口対応等事務補助員賃金 1,557
50			6 その他事務に要する経費 (市 民 課) 50
			8 報 償 費 (50) 12万人市民記念品 50

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	905,128	0	905,128			5,000
5 福祉会館費	196,127	59	196,186			
11 後期高齢者医療費	1,073,130	1,085	1,074,215			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 5,000		千円	千円
59			
59	8 報償費	59	1 福祉会館に要する経費 (地 域 福 祉 課) 59
			8 報 償 費 (59)
			(仮称) 小金井市新福祉会館建設 基本計画市民検討委員会手話通訳 者謝礼 42
			(仮称) 小金井市新福祉会館建設 基本計画市民検討委員会保育士謝 礼 17
1,085			
1,085	28 繰出金	1,085	1 後期高齢者医療特別会計 繰出金 (財 政 課) 1,085
			28 繰 出 金 (1,085)
			その他繰出金 1,085

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 保育園費	1,023,379	0	1,023,379	130		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 130		千円	千円

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	711,150	826	711,976			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
826			
826	15 工事請負費	826	3 小金井市保健センターの 維持管理に要する経費 (健康課) 826
			15 工事請負費 (826) 保健センター広場遊具撤去等工事

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	248,962	245	249,207			
2 塵芥処理費	2,715,938	119	2,716,057			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
245			
245	14 使用料及び賃借料	245	3 北一会館運営に要する経費 (ごみ対策課) 245
			14 使用料及び賃借料 (245) 北一会館空調設備機器借上料 245
119			
119	12 役務費 1 郵便料	12 12	5 資源ごみ回収に要する経費 (ごみ対策課) 119
	18 備品購入費	107	12 役 務 費 (12) 郵 便 料 12 18 備品購入費 (107) 一般機器類 107

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	73,944	2,374	76,318	3,804		
				3,804		
2 商工振興費	84,845	1,562	86,407	1,562		
				1,562		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,430			
△ 1,430	8 報償費	188	2 消費者対策に要する経費 (経 済 課) 2,374
	11 需用費	36	8 報 償 費 (188)
	1 消耗品費	3	消費者講座講師謝礼 188
	5 印刷製本費	33	11 需 用 費 (36)
			消耗品費 3
	12 役務費	699	印刷製本費 33
	1 郵便料	699	12 役 務 費 (699)
			郵便料 699
	13 委託料	1,415	13 委 託 料 (1,415)
			消費者意識実態調査分析委託料 1,415
	18 備品購入費	36	18 備品購入費 (36)
			一般機器類 36
	19 負担金補助及び交付金	1,562	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 1,562
			19 負担金補助及び交付金 (1,562)
			小金井市商工会名物市等特別事業補助金 1,562

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費	183,140	402	183,542			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
402			
402	14 使用料及び賃借料	402	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 402
			14 使用料及び賃借料 (402)
			自転車駐車場・保管所土地等借上料 402

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 災害対策費	48,513	729	49,242			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
729			
729	15 工事請負費	729	1 災害対策に要する経費 (地 域 安 全 課) 729
			15 工事請負費 (729) 防災行政無線移設工事

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	102,313	1,703	104,016			
3 学校保健給食費	242,301	0	242,301	200		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,703			
1,703	20 扶助費	1,703	3 就学援助に要する経費 (学 務 課) 1,703
			20 扶 助 費 (1,703) 要保護・準要保護児童就学援助費 1,703
△ 200			

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	74,586	5,677	80,263			
3 学校保健給食費	171,432	0	171,432	108		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
5,677			
5,677	20 扶助費	5,677	3 就学援助に要する経費 (学 務 課) 5,677
			20 扶 助 費 (5,677) 要保護・準要保護生徒就学援助費 5,677
△ 108			

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	82,015	△ 8,818	73,197			

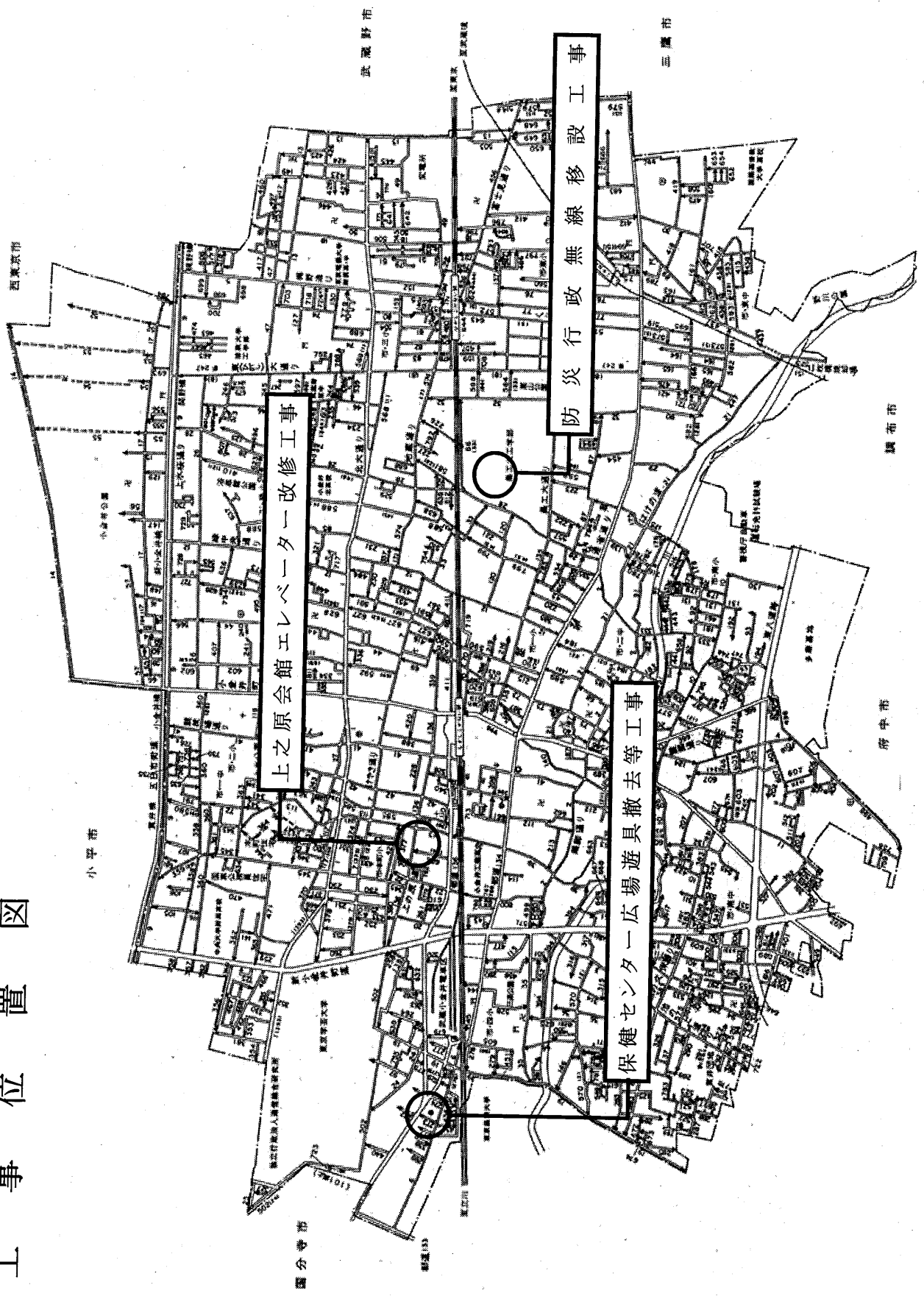
一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,818			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正額

事 項	限 度 額	成 28 年 度 末 以 降 に わ た る も の に つ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額		平 成 29 年 度 予 定 額 の 降 額		左 の 財 源 内 訳						
		支 出 期 間	金 額	支 出 期 間	金 額	特 定 財 源	財 源					
							国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
北一 会館空調設備機器借上料	3,955			平成30年度 ～平成39年度	3,955						一 般 財 源	3,955

(単位:千円)

工事位置図



議案第25号

平成29年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成29年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成29年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,362,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,533,554	千円 3,983	千円 1,537,537
	2 基金繰入金	50,000	3,983	53,983
歳入合計		12,358,736	3,983	12,362,719

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		千円 1,058	千円 3,983	千円 5,041
	1 前期高齢者納付金等	1,058	3,983	5,041
歳出合計		12,358,736	3,983	12,362,719

議案第25号資料

平成29年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 1,533,554	千円 3,983	千円 1,537,537
	2 基金繰入金	50,000	3,983	53,983
歳入合計		12,358,736	3,983	12,362,719

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		千円 1,058	千円 3,983	千円 5,041
	1 前期高齢者納付金等	1,058	3,983	5,041
歳 出 合 計		12,358,736	3,983	12,362,719

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		3,983	
		3,983	
		3,983	

2 歳 入

款 9 繰 入 金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 国民健康保 険事業運営 基金繰入金	50,000	3,983	53,983	1 国民健康保険事業運営基 金繰入金	3,983

説	明
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (保険年金課) 3,983

3 歳 出

款 4 前期高齢者納付金等

項 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 前期高齢者納付金	960	3,983	4,943			3,983
						3,983

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	19 負担金補助及び交付金	3,983	1 前期高齢者納付金に要する経費	(保険年金課) 3,983
			19 負担金補助及び交付金	(3,983)
			前期高齢者納付金	3,983

議案第26号

平成29年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第 1 回)

平成29年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成29年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,551,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,070,628	千円 1,085	千円 1,071,713
	1 他会計繰入金	1,070,628	1,085	1,071,713
歳入合計		2,549,917	1,085	2,551,002

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 5,487	千円 1,085	千円 6,572
	2 徴収費	3,301	1,085	4,386
歳出合計		2,549,917	1,085	2,551,002

議案第26号資料

平成29年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,070,628	千円 1,085	千円 1,071,713
	1 他会計繰入金	1,070,628	1,085	1,071,713
歳入合計		2,549,917	1,085	2,551,002

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 5,487	千円 1,085	千円 6,572
	2 徴 収 費	3,301	1,085	4,386
歳 出 合 計		2,549,917	1,085	2,551,002

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		1,085	
		1,085	
		1,085	

2 歳 入

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,070,628	千円 1,085	千円 1,071,713	6 その他繰入金	千円 1,085

説	明
1 その他繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (保険年金課) 1,085

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 2 徴 収 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 徴 収 費	3,301	1,085	4,386			1,085
						1,085

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 役務費 1 郵便料	1,085 1,085	1 後期高齢者医療賦課徴収 に要する経費 (保険年金課) 1,085
			12 役 務 費 (1,085) 郵 便 料 1,085

議案第27号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会委員渡邊恭秀が平成29年7月10日をもって任期満了となるので、後任を任命するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 浅野 智彦

年 齢 52歳

職 業 大学教授

議案第27号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 あさ の とも ひこ
浅野 智彦

年 齢 52歳

職 業 大学教授

学 歴

平成 6年3月 東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得満期退学

職 歴

平成 6年4月 東京学芸大学助手

平成 8年4月 東京学芸大学講師

平成11年4月 東京学芸大学助教授

平成19年4月 東京学芸大学准教授

平成25年4月 東京学芸大学教授

そ の 他

平成27年9月 日本社会学会理事となり、現在に至る。

平成28年9月 日本社会学理論学会理事となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第28号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大久保 政男

年 齢 63歳

職 業 農業

議案第28号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおくぼ まさお
大久保 政男

年 齢 63歳

職 業 農業

学 歴

昭和47年3月 都立農業高等学校卒業

職 歴

昭和48年 就農(花卉生産農家)

そ の 他

昭和63年1月 小金井市農業協同組合前原町支部長となり、昭和63年12月
まで在任

平成14年1月 東京むさし農業協同組合小金井地区前原町支部長となり、平成
14年12月まで在任

平成19年6月 東京都花卉園芸組合連合会鉢花部会役員となり、平成21年6
月まで在任

平成22年11月 日本ポインセチア協会役員となり、平成26年11月まで在任

平成26年7月 小金井市農業委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な

し

議案第29号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大澤 利之

年 齢 54歳

職 業 農業

議案第29号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおさわ としゆき
大澤 利之

年 齢 54歳

職 業 農業

学 歴

昭和58年3月 埼玉県農業経営大学校卒業

職 歴

昭和58年 就農 (野菜生産農家)

そ の 他

平成17年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部長となり、平成19年3月まで在任

平成26年7月 小金井市農業委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第30号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大堀 金義

年 齢 66歳

職 業 農業

議案第30号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおほり 大堀 かねよし 金義

年 齢 66歳

職 業 農業

学 歴

昭和49年3月 國學院大學文学部卒業

職 歴

昭和53年4月 都立高等学校教諭となり、平成24年3月まで在任

平成24年 就農(野菜、果樹生産農家)

そ の 他

平成25年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区関野町支部長となり、平成27年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第31号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 鴨下 公夫

年 齢 66歳

職 業 農業

議案第31号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 かもした きみお
鴨下 公夫

年 齢 66歳

職 業 農業

学 歴

昭和48年3月 明星大学人文学部卒業

職 歴

平成4年 3月 小金井市役所退職

平成4年 就農 (野菜生産農家)

そ の 他

平成17年5月 小金井・国分寺防犯協会理事となり、現在に至る。

平成19年12月 小金井市民生・児童委員となり、現在に至る。

平成23年1月 小金井市農産物生産組合長となり、平成27年1月まで在任

平成26年3月 小金井市安全・安心まちづくり協議会長となり、現在に至る。

平成26年5月 一般社団法人武蔵野青色申告会理事となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第32号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 鴨下 永孝

年 齢 64歳

職 業 農業

議案第32号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 かもした 鴨下 ながたか 永孝

年 齢 64歳

職 業 農業

学 歴

昭和48年3月 中央工学校機械設計科卒業

職 歴

昭和48年4月 株式会社東精エンジニアリングサービス入社

昭和50年9月 同社退社

昭和62年 就農(野菜生産農家)

そ の 他

平成23年7月 小金井市農業委員会委員となり、平成26年7月まで在任

賞 罰

な し

議案第33号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 岸野 有次

年 齢 64歳

職 業 農業

議案第33号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{きしの}岸野 ^{ゆうじ}有次

年 齢 64歳

職 業 農業

学 歴

昭和51年3月 明治大学政治経済学部卒業

職 歴

昭和51年4月 小金井市農業協同組合入職

平成25年3月 東京むさし農業協同組合退職

平成25年 就農(野菜生産農家)

そ の 他

平成26年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区坂上南支部長となり、平成27年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第34号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高杉 隆行

年 齢 67歳

職 業 農業

議案第34号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかすぎ たかゆき
高杉 隆行

年 齢 67歳

職 業 農業

学 歴

昭和47年3月 亜細亜大学経済学部卒業

職 歴

平成 3年 就農 (野菜生産農家)

そ の 他

平成15年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区梶野町支部長となり、平成17年3月まで在任

平成21年1月 小金井市農産物生産組合長となり、平成21年12月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区梶野町支部長となり、平成25年3月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区支部長会長となり、平成25年3月まで在任

平成23年4月 東京むさし農業協同組合5市支部長会長となり、平成25年3月まで在任

平成27年8月 小金井市産業振興プラン策定委員会委員となり、平成28年3月

まで在任

賞

罰

な

し

議案第35号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 金一

年 齢 56歳

職 業 農業

議案第35号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし きんいち
高橋 金一

年 齢 56歳

職 業 農業

学 歴

昭和60年3月 玉川大学農学部卒業

職 歴

昭和58年 就農(野菜、植木、果樹生産農家)

そ の 他

平成20年7月 小金井市農業委員会委員となり、平成23年7月まで在任

平成23年7月 小金井市農業委員会長職務代理となり、平成26年7月まで在任

平成26年7月 小金井市農業委員会長となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第36号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 堅治

年 齢 60歳

職 業 農業

議案第36号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし けんじ
高橋 堅治

年 齢 60歳

職 業 農業

学 歴

昭和51年3月 国土建設学院造園緑地工学科卒業

職 歴

昭和62年 就農 (植木生産農家)

平成20年6月 東京むさし農業協同組合小金井地区筆頭理事

平成23年6月 東京むさし農業協同組合代表理事専務

平成26年6月 東京むさし農業協同組合代表理事副組合長

そ の 他

平成14年7月 小金井市農業委員会委員となり、平成20年7月まで在任

平成20年6月 小金井市農業振興連合会長となり、現在に至る。

平成23年7月 小金井市農業委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第37号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 永井 文夫

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第37号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ながい ふみお
永井 文夫

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和53年3月 明治大学法学部卒業

職 歴

昭和53年4月 東京国税局入局

平成22年 就農(野菜生産農家)

平成27年7月 東京国税局退職

平成27年9月 税理士登録し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第38号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 橋本 和昭

年 齢 53歳

職 業 農業

議案第38号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 はしもと かずあき
橋本 和昭

年 齢 53歳

職 業 農業

学 歴

昭和60年3月 国土建設学院造園緑地工学科卒業

職 歴

昭和62年 就農(植木生産農家)

昭和60年4月 株式会社山田造園入社

昭和62年3月 同社退社

昭和62年4月 橋本造園入園

そ の 他

昭和63年4月 小金井市消防団員となり、平成26年4月まで在任

平成26年7月 小金井市農業委員会委員となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第39号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 松嶋 あおい

年 齢 52歳

職 業 無職

議案第39号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{まつしま}松嶋 あおい

年 齢 52歳

職 業 無職

学 歴

昭和60年3月 桐朋学園短期大学日本文化専攻卒業

そ の 他

平成23年9月 小金井市食育ホームページ編集委員となり、現在に至る。

平成25年12月 小金井江戸の農家みちの会副代表となり、現在に至る。

平成26年2月 小金井市食育推進会議委員となり、現在に至る。

平成26年6月 特定非営利活動法人江戸東京野菜コンシェルジュ協会理事となり、現在に至る。

平成27年10月 一般財団法人都市農地活用支援センター「農」のある暮らしづくりアドバイザーとなり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第41号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 渡邊 正明

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第41号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 わたなべ まさあき
渡邊 正明

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和48年3月 中央大学附属高等学校卒業

昭和51年10月 立正大学経営学部中退

職 歴

昭和51年 就農 (野菜生産農家)

そ の 他

昭和52年4月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部員となり、平成24年3月まで在任、平成7年4月から平成8年3月まで青壮年部長

昭和61年4月 小金井市消防団員となり、平成28年3月まで在任、平成22年4月から平成28年3月まで小金井市消防団長

平成6年4月 小金井市植木組合若葉会員となり、平成11年3月まで在任

平成15年1月 小金井市農産物生産組合員となり、現在に至る。

平成17年4月 東京むさし農業協同組合総代となり、現在に至る。

平成17年7月 小金井市農業経営者クラブ会員となり、現在に至る。

- 平成18年2月 小金井直売会員となり、現在に至る。
平成27年4月 貫井保育園評議委員となり、現在に至る。
平成28年4月 一般財団法人東京都消防懇話会会員となり、現在に至る。

賞

罰

- 平成24年10月 東京都功労賞
平成27年11月 藍綬褒賞

議案第42号

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のア又はイのいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。第3号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第3条第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 個人情報の保有等 個人情報の収集、保有及び利用をいう。

(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。次号において同じ。）に記録されているものに限る。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第2項中「次の各号に掲げる個人情報の保有等」を「要配慮個人情報の保有等（要配慮個人情報の収集、保有及び利用をいう。）」に改め、同項ただし書中「当該個人（以下「本人」という。）」を「本人」に、「又は」を「、又は」に改め、同項各号を削る。

第12条の2第1項中「第9条第1項第2号に規定する利用の目的」を「番号法第9条及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）第4条第1項から第3項までに定める事務の目的」に改める。

第22条第3項中「又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する）」を「もしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。第3号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売され</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。</p>	
<p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>法改正に伴う定義の改正、号の新設及び号の繰下げ</p>

る商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 個人情報の保有等 個人情報の収集、保有及び利用をいう。

(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。第6号において同じ。）に記録されているものに限る。

(5) 個人情報の保有等 個人情報の収集、保有及び利用をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

利用するものとして、当該実施機関が保有しているものを用いる。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報を用いる。次号において同じ。）に記録されているものに限る。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を用いる。

(11) 省略

（保有等の一般的制限）

第8条 省略

2 実施機関は、要配慮個人情報の保有等（要配慮個人情報の収集、保有及び利用をいう。）をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき、又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。

(8) 省略

（保有等の一般的制限）

第8条 省略

2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報の保有等をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるとき、本人の生命、健康その他の生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めるとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる諸事実に関する事項

(3) 前2号に定めるもののほか市長が審議会の意見を聴いて、市民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認められた事項

<p>(保有特定個人情報利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報番号を番号法第9条及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）第4条第1項から第3項までに定める事務の目的の範囲を超えて利用（以下「保有特定個人情報目的の再利用」という。）してはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（決定後の手続）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のもに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(保有特定個人情報利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報番号を第9条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用（以下「保有特定個人情報目的の再利用」という。）してはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（決定後の手続）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された者であつて、当該実施機関以外のもに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>(保有特定個人情報利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報番号を第9条第1項第2号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用（以下「保有特定個人情報目的の再利用」という。）してはならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>（決定後の手続）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された者であつて、当該実施機関以外のもに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>
---	--	--

議案第42号資料2

小金井市個人情報保護条例施行規則（平成元年規則第36号）に規定する内容

1 条例第3条第3号の規則で定めるもの

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号。以下「政令」という。）第3条第1号の総務省令で定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された政令第3条第7号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして政令第3条第8号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

2 条例第3条第7号の規則で定める記述等

次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の政令第4条第1号の総務省令で定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療もしくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

議案第43号

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う雇用保険法の改正により、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

付則に次の1項を加える。

（平成34年3月31日以前に退職した職員の特例）

4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、ウ 特定退職者で

あつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

もの
とする。
」

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であつて小金井市職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、小金井市職員退職手当支給条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書に

規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

小金井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(失業者の退職手当) 第10条 省略 2 } 省略 9 }</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合は、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>(失業者の退職手当) 第10条 省略 2 } 省略 9 }</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合は、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>基本手当の支給の例により退職手当を支給することができる場合の規定の追加</p>
	<p>(2) 省略</p>	<p>号の繰下げ</p>

(4) 省略

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) } 省略
- (4) }

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

- (6) 省略
- 1 2 } 省略
- 1 7 }

付 則

- 1 } 省略
- 3 }

(平成34年3月31日以前に退職した職員の特例)

4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由

(3) 省略

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当する者に対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

- (1) } 省略
- (4) }

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

- (6) 省略
- 1 2 } 省略
- 1 7 }

付 則

- 1 } 省略
- 3 }

号の繰下げ

規定の整備

平成34年3月31日以前に退職した職員の特例規定

により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたものは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

付 則
(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
2. この条例による改正後の小金井市職員退職手当支給条例(以下の項及び次項において「新条例」という。)第10条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例付則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した小金井市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。次項

において同じ。)であって小金井市職員退職手当支給条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この項において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、小金井市職員退職手当支給条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

議案第43号資料2

小金井市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

小金井市職員退職手当支給条例施行規則（昭和47年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（条例第10条第10項第2号の規則で定める者）

第6条の2 条例第10条第10項第2号アの規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第1条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつて、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第10条第10項第2号イの規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第44号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第74条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第74条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

付則第9条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第18条の2中第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第9条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 付則第18条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項の次に2項を加える改正規定（同条第11項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第74条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第44号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 法改正による控除対象配偶者の定義変更に伴い規定を整備する（市民税関係。法第311条、法附則第3条の3、条例付則第9条）。
- (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を3分の1とする（固定資産税関係。法第349条の3第28項、同条第29項、同条第30項、条例第74条の2）。
- (3) 企業主導型保育事業の用に供する一定の固定資産に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を3分の1とする（固定資産税関係。法附則第15条第44項、条例付則第18条の2第10項）。
- (4) 緑地管理機構が設置する一定の市民公開緑地の用に供する土地に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を3分の2とする（固定資産税関係。法附則第15条第45項、条例付則第18条の2第11項）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、当該(1)及び(2)に定める日から施行する。

- (1) 付則第9条第1項の改正規定及び4(1) 平成31年1月1日
- (2) 付則第18条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項の次に2項を加える改正規定（同条第11項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(付則第1条)

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

3(1)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(付則第2条)

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（イにおいて「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 新条例第74条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(付則第3条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合) 第74条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>		<p>固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合の規定の追加</p>
<p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>		
<p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>		
<p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>付 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数の1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p>	<p>規定の整備</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>	
<p>3 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>3 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	
<p>第18条の2 省略</p>	<p>第18条の2 省略</p>	
<p>2 } 省略</p>	<p>2 } 省略</p>	
<p>9 } 省略</p>	<p>9 } 省略</p>	
<p>1.0 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>		<p>固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合の規定の追加 同上</p>
<p>1.1 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>		
<p>1.2 省略</p>	<p>1.0 省略</p>	<p>項の繰下げ</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第9条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 付則第18条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項の次に2項を加える改正規定(同条第11項に係る部分に限る。)都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例(次項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第74条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

平成29年度税制改正(案)におけるわがまち特例の導入について

○ 企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設にあたり、わがまち特例を導入。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	特例割合
企業主導型保育事業に係る固定資産	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

特例割合(案)
1/3



○ 緑地管理機構が設置・管理する一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設にあたり、わがまち特例を導入。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	特例割合
市民公開緑地(仮称)の用に供する土地	2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額

特例割合(案)
2/3



○ 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	特例割合
家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1/2)

特例割合(案)
1/3



【不動産取得税】

対象資産	特例割合
家庭的保育事業等の用に供する家屋	1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において道府県の条例で定める割合を乗じて得た額(現行:1/2)

導入状況: 固定資産税…23項目(+5、▲2)、都市計画税…8項目(+5、▲1)、不動産取得税…5項目(+3)

※()書きは平成29年度税制改正(案)による増減。

市民公開緑地（仮称）の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置の創設（案）

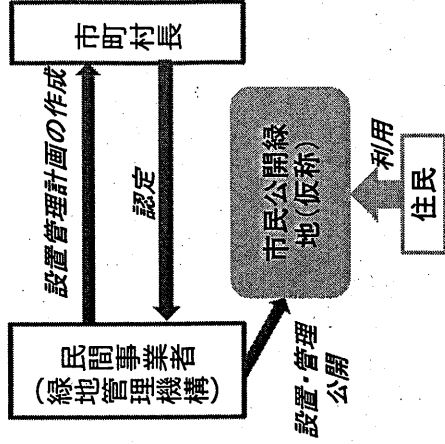
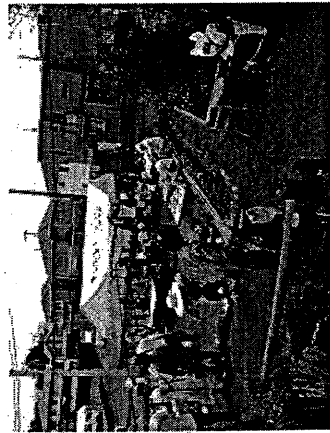
特例の概要（創設）

○ 改正後の都市緑地法に規定する緑地管理機構※1が土地を所有し又は無償で借り受けて、同法に規定する市民公開緑地（仮称）※2を設置及び管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成31年3月31日まで講ずる。

※1 緑地管理機構 …… 緑地の設置・管理について一定の能力を有する民間団体等を都道府県知事（都市緑地法の改正により市町村長に権限移譲）が緑地管理機構に指定する制度

※2 市民公開緑地（仮称） …… 民間団体・事業者が緑地を設置し、管理する計画について市町村長の認定を受けて一定期間（5年）以上住民の利用に供する制度

市民公開緑地イメージ図



議案第45号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の次に次の2条を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

第1条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

第1条の3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第1条の次に2条を加える改正規定（付則第1条の3に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 5 号資料 1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 2 号)の施行に伴う地方税法の改正により、本条例の一部について所要の改正を行うものである(以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。)

2 改正内容

- (1) 企業主導型保育事業の用に供する土地及び家屋に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を 3 分の 1 とする(法附則第 1 5 条第 4 4 項、条例付則第 1 条の 2)。
- (2) 緑地管理機構が設置する一定の市民公開緑地の用に供する土地に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を 3 分の 2 とする(法附則第 1 5 条第 4 5 項、条例付則第 1 条の 3)。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第 1 条の次に 2 条を加える改正規定(付則第 1 条の 3 に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 2 6 号)の施行の日から施行する。

(付則第 1 条)

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成 2 9 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 8 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(付則第 2 条)

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 第1条の2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合) 第1条の3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第1条の次に2条を加える改正規定(付則第1条の3に係る部分に限る。)は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p>	<p>都市計画税の課税標準の特例に係る条例で定める割合の規定の追加 同上</p>

議案第46号

ガス立体炊飯器他の買入れについて

次のとおりガス立体炊飯器他を買い入れる。

平成29年6月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | ガス立体炊飯器他の買入れ |
| 2 | 数 量 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 22,464,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,664,000円) |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都大田区蒲田本町一丁目4番1号
新日本厨機株式会社
代表取締役 清 重雄 |
| 6 | 契約期間 | 契約確定日から平成29年9月8日まで |

(提案理由)

ガス立体炊飯器他を買い入れるため、本案を提出するものであります。

議案第46号資料1

1 ガス立体炊飯器他概要

品名	数量	単位
ガス立体炊飯器	2	台
ガススチームコンベクションオーブン	1	台
バック付水切り付一槽シンク（アレルギーキッチン）	1	台
昇降式食器消毒保管庫	2	台
食器洗浄機	1	台
ガス回転釜	3	台
ガス回転釜（フライヤー）	1	台
器具消毒保管庫	1	台
三槽水槽（ドライタイプ）	1	台
バック付二槽水槽（ドライタイプ）	1	台
移動調理台（ドライタイプ）	1	台
一槽移動シンク（ドライタイプ）	1	台

2 納入場所 小金井市立本町小学校給食室

ガス立体炊飯器他の買入れ

参加業者一覧表

単位：千円

No	業者名	所在地	平成26年4月1日以降の主要実績			資本金
1	新日本厨機 (株)	大田区	食器及び食缶消毒保管庫 (田名小ほか)	相模原市	16,729	70,000
2	(株)リベロ 多摩営業所	武蔵村山市	小学校給食備品の購入	国分寺市	6,832	10,000
3	(株)フジ マック 武蔵 野営業所	小平市	港区立白金の丘小学校及び 港区立白金の丘中学校ちゅ う房機器の購入	港区	68,796	1,471,150
4	(株)タマ チュウ	八王子市	学校給食用熱風消毒保管庫 外14点の購入	新宿区	18,770	27,000
5	(株)アイ ホー 多摩営 業所	八王子市	東松戸小学校給食用備品 (食器洗浄機等)の購入	松戸市	32,616	835,512
6	(株)梅屋	西東京市	都立清瀬特別支援学校厨房 用品の買入れ	東京都	21,222	10,000
7	(株)マルゼ ン 立川営業 所	立川市	炊場食品急速冷却器等一式	立川拘置所	4,836	3,164,950
8	日本調理機 (株)立川 営業所	国立市	江東区小中学校給食室熱風 消毒保管庫等供給	江東区	31,320	597,600
9	タニコー (株)立川 営業所	昭島市	回転釜の買換え(南地区)	足立区	18,900	520,000
10	福島工業 (株)西東 京営業所	立川市	急速冷却器	府中刑務所	6,600	2,760,192

議案第46号資料3

ガス立体炊飯器他の買入れ

入札経過調書

No.	業者名	入札金額 (円)	結果
1	新日本厨機(株)	20,800,000	落札
2	(株)リベロ 多摩営業所	20,920,000	
3	(株)フジマック 武蔵野営業所	21,038,000	
4	(株)タマチュウ	21,130,000	
5	(株)アイホー 多摩営業所	21,720,000	
6	(株)梅屋	20,997,000	
7	(株)マルゼン 立川営業所	21,280,000	
8	日本調理機(株) 立川営業所	21,202,000	
9	タニコー(株) 立川営業所	22,020,000	
10	福島工業(株) 西東京営業所	21,977,000	

※ 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。また、契約金額は、入札金額に100分の8に相当する金額を加算したものである。

議案第46号資料4

契約の相手方の会社概要について

- 1 業者名
新日本厨機株式会社
- 2 所在地
東京都大田区蒲田本町一丁目4番1号
- 3 資本金
70,000千円
- 4 業種別年間売上高
1,562,113千円（家電・カメラ・厨房機器等）
- 5 主要実績
 - (1) 神奈川県立えびな支援学校給食用調理器具の買入れ
30,996千円（平成28年2月25日から同年3月25日まで）
神奈川県
 - (2) 厨房用備品
31,212千円（平成28年12月14日から平成29年3月23日まで）
千葉県

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

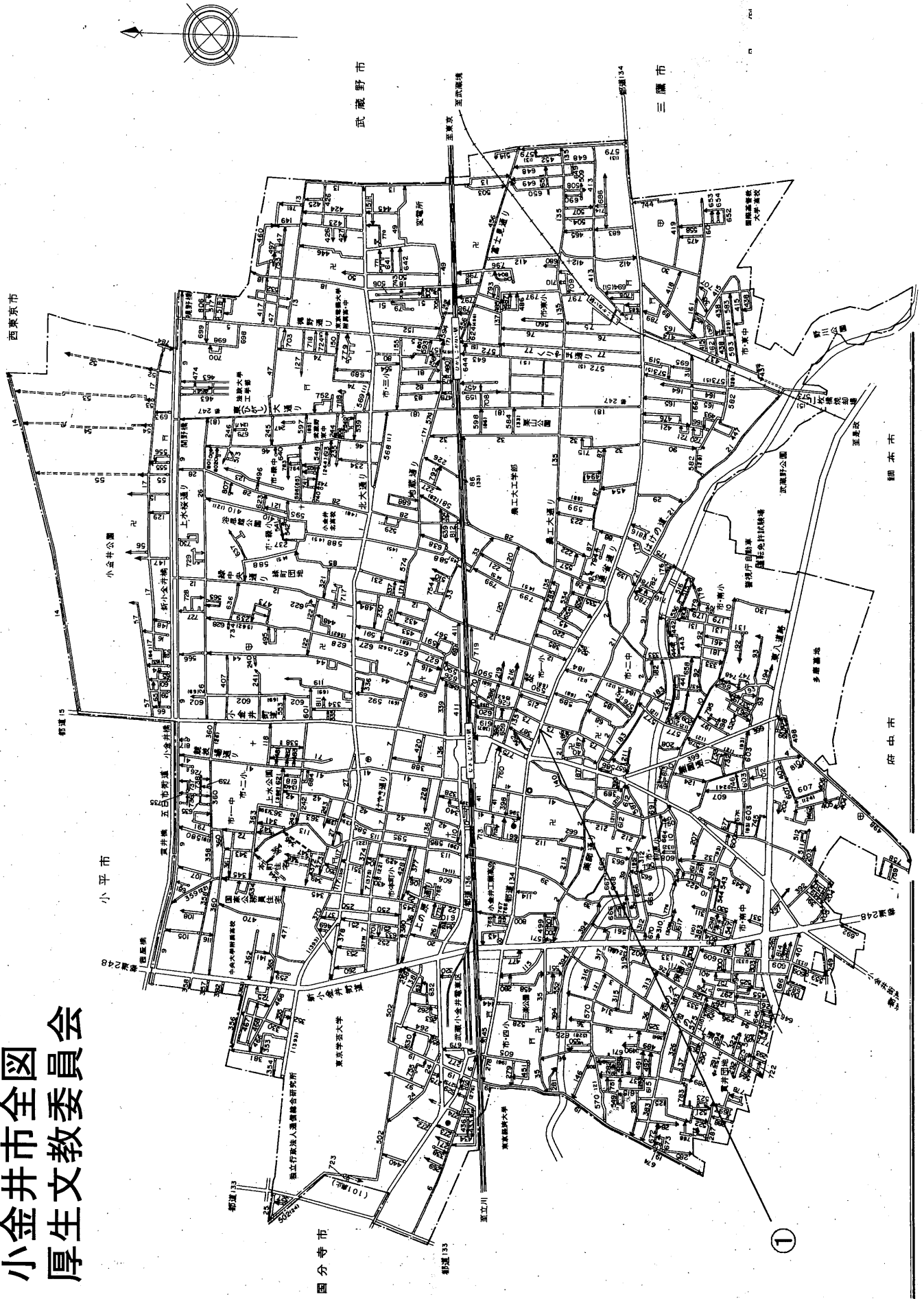
平成29年 1月 1日から
平成29年 4月30日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	8913-0	平成29年3月13日	小金井市福祉会館解体工事 (株)丸利根アベックス	¥137,160,000	平成29年3月14日から 平成30年2月20日まで	1 仮設工事 2 建物解体工事 3 杭撤去工事 4 外構・地下工作物等撤去工事 5 埋め戻し・整地工事	制限付一般競争入札16者	5

進捗率は、平成29年5月1日現在

小金井市全図 厚生文教委員会



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成29年 1月 1日から
平成29年 4月30日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7971-0	平成29年1月26日	東小金井南第3自転車駐車場撤去工事 金澤建設(株)	¥14,850,000	平成29年1月27日から 平成29年3月16日まで	アスファルト撤去工A=2014㎡ 照明灯撤去工N=9.0基 引込柱撤去工N=1.0基 照明灯具撤去工N=2.0基 車止め撤去工(1.5m)L=76.5m パイプ柵撤去工(3.0m)L=30.0m 土留矢板撤去工L=86.5m 土留日鋼撤去工N=68.0基 浸透管撤去工L=98.0m 浸透柵撤去工N=9.0基 土留コンクリート撤去工L=20.0m 汚水枳撤去工N=1.0基 給水管撤去工1式 管理棟解体工N=1.0箇所 物置解体工1式 案内板撤去工N=8.0枚 フェンス撤去工L=189.5m 法面整形A=432㎡	指名競争入 札8者	100

進捗率は、平成29年5月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

東小金井南第3自転車
駐車場撤去工事

